

長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会要綱

(設置)

第1 長野地域ごみ処理広域化基本計画及び長野広域連合ごみ処理施設整備検討委員会の提言に基づき、長野広域連合が整備するごみ処理施設の建設及び管理運営に関する計画の策定を行うため、長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、広域連合長に提言する。

(1) 長野地域広域市町村圏（小布施町を除く。以下「長野地域」という。）におけるごみ処理施設の建設及び管理運営に関する計画の策定

(2) その他広域連合長が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

(1) 長野地域の市町村の理事者

(2) 長野広域連合議会議員

(3) 学識経験者

(4) 長野地域住民の代表

(5) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門的知識が必要な事項について検討を行う。

3 専門部会の委員は、委員会の委員以外の者で専門的知識を有するものの中から広域連合長が指名する。

4 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、当該専門部会の委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、検討結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、長野広域連合事務局環境推進課が行う。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則（平成15年3月26日告示第3号）

この要綱は、告示の日から施行する。